

前橋市公園条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(指定管理者による管理) 第10条の2 次に掲げる公園施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。 (1)～(3) 省略 (4) <u>前橋公園の各公園施設(前橋市中央児童遊園及び臨江閣を除く。以下「前橋公園の各公園施設」という。)</u> (5)～(7) 省略 2～4 省略 5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における<u>第4条、第7条、第8条及び第11条(同条第1項の規定による許可の取消し又は条件の変更に係る部分に限る。)</u>の規定の適用については、これらの規定中「市長は」とあるのは「<u>指定管理者は</u>」と、<u>第4条第1項各号列記以外の部分中「公園」とあるのは「指定管理者が管理する公園施設(前橋公園の各公園施設に限る。以下この条において同じ。)」と、同条第4項及び第5項、第7条並びに第11条第2項各号中「公園」とあるのは「当該指定管理者が管理する公園施設」と、第8条第2項中「有料公園施設」とあるのは「<u>有料公園施設のうち指定管理者が管理する公園施設</u>」と、<u>第4条第1項各号列記以外の部分、第2項及び第3項並びに第8条第2項中「市長」とあるのは「当該指定管理者」と、第11条第1項各号列記以外の部分中「この条例によってした許可」とあり、並びに同項第2号及び第3号並びに同条第2項各号列記以外の部分中「この条例の規定による許可」とあるのは「<u>第4条第1項若しくは第3項の許可(前橋公園の各公園施設において当該指定管理者が行った許可に限る。)</u>又は第8条第2項の許可」とする。</u></u> (利用料金) 第10条の3 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、市長は、適当と認めるときは、当該指定管理者が<u>別表第1前橋公園の項、別表第3又は別表第4第4条第1項に規定する行為をする場合の項に掲げる使用料の額の範囲内において市長の承認を得て定める額を、それぞれ前橋公園の日本庭園和室若しくは野外ステージ若しくは荻窪公園の温水利用健康づくり施設の利用に係る料金又は前橋公園の各公園施設における第4条第1項に規定する行為(同条第3項の規定により許可を受けた事項を変更する場合を含む。)</u>に係る料金(以下これを「利用料金」という。))とし、当該	(指定管理者による管理) 第10条の2 次に掲げる公園施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせることができる。 (1)～(3) 省略 (4) <u>前橋公園(石倉町四丁目及び石倉町五丁目の各一部地内に限る。)</u>の各公園施設 (5)～(7) 省略 2～4 省略 5 第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における<u>第7条、第8条及び第11条(同条第1項の規定による許可の取消し又は条件の変更に係る部分に限る。)</u>の規定の適用については、これらの規定中「市長は」とあるのは「<u>指定管理者は</u>」と、<u>第7条及び第11条第2項各号中「公園」とあるのは「当該指定管理者が管理する公園施設」と、第8条第2項中「有料公園施設」とあるのは「<u>有料公園施設のうち指定管理者が管理する公園施設</u>」と、「市長」とあるのは「当該指定管理者」と、第11条第1項各号列記以外の部分中「この条例によってした許可」とあり、並びに同項第2号及び第3号並びに同条第2項各号列記以外の部分中「この条例の規定による許可」とあるのは「<u>第8条第2項の許可</u>」とする。</u> (利用料金) 第10条の3 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、市長は、適当と認めるときは、当該指定管理者が<u>別表第3に掲げる使用料の額の範囲内において市長の承認を得て定める額を、荻窪公園の温水利用健康づくり施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)</u>とし、当該指定管理者の収入として収受させることができる。

指定管理者の収入として収受させることができる。

2 省略

3 第1項の規定により利用料金を収受させる場合における第13条から第15条までの規定の適用については、これらの規定(第14条第2項を除く。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条第1項及び第15条中「有料公園施設」とあるのは「前橋公園の日本庭園和室若しくは野外ステージ又は荻窪公園の温水利用健康づくり施設」と、第13条第1項中「別表第1、別表第2、別表第2の2又は別表第3に掲げる額の使用料」とあり、第14条第1項及び第15条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第13条第2項中「別表第4に掲げる区分に応じ同表に定める額の使用料」とあるのは「利用料金(同条第1項又は第3項の規定による許可を受けようとする場合に限る。)」と、第14条第3項中「別表第3に定める使用料」とあるのは「荻窪公園の温水利用健康づくり施設の利用に係る利用料金」とする。

別表第2の2(第8条、第13条、第14条関係)

1 省略

2 大胡総合運動公園陸上競技・サッカー場

区分			使用料					
			6時～ 9時	9時～ 12時	12時～ 15時	15時～ 18時	18時～ 21時	時間外 (1時間 当たり)
省略								
サ ッ カ ー 利 用	占有 利用	一般	10,260 円	10,260 円	10,260 円	10,260 円	10,260 円	3,420 円
		高校生以 下	5,130 円	5,130 円	5,130 円	5,130 円	5,130 円	1,710 円
	省略							

3～4 省略

備考 省略

別表第4(第13条関係)

表 省略

備考

1 省略

2 公園を占有する場合(使用の態様を勘案して市長が定める額とする場合を除く。)
における使用料の額は、この表の定めるところにより算定した額に100分の110を乗じて得た額とする。

3 省略

2 省略

3 第1項の規定により利用料金を収受させる場合における第13条から第15条までの規定の適用については、これらの規定(第14条第2項を除く。)中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第13条第1項及び第15条中「有料公園施設」とあるのは「荻窪公園の温水利用健康づくり施設」と、第13条第1項中「別表第1、別表第2、別表第2の2又は別表第3に掲げる額の使用料」とあり、第14条第1項及び第15条中「使用料」とあり、並びに第14条第3項中「別表第3に定める使用料」とあるのは「利用料金」とする。

別表第2の2(第8条、第13条、第14条関係)

1 省略

2 大胡総合運動公園陸上競技・サッカー場

区分			使用料					
			6時～ 9時	9時～ 12時	12時～ 15時	15時～ 18時	18時～ 21時	時間外 (1時間 当たり)
省略								
サ ッ カ ー 利 用	占有 利用	一般	5,650 円	5,650 円	5,650 円	5,650 円	5,650 円	1,880 円
		高校生以 下	2,820 円	2,820 円	2,820 円	2,820 円	2,820 円	940円
	省略							

3～4 省略

備考 省略

別表第4(第13条関係)

表 省略

備考

1 省略

2 省略